

重要事項説明書

ご契約にあたっての重要事項について説明するものです。必ず目を通してからお申込ください。

1. 小売電気事業者について

本契約において電気の供給を行う小売電気事業者名称は株式会社 CHIBA むつざわエナジーです。ご連絡は 0800-800-5084 まで、月～金 9:00～17:00 の間にお願い致します。

2. ご契約のお申込み方法

お客様が新たに電力需給契約を希望される場合は、当社が定める電気需給約款をご確認の上、当社所定の書面にて申込みをしていただきます。

3. 電気の需給開始予定日

電気の需給開始予定日は、個別条件書に記載の通りです。

4. 電気料金について

電気料金は個別条件書に基づき、基本料金、従量料金および燃料費調整額、再生可能エネルギー賦課金の合計として算定致します。

5. 工事負担金等について

需給開始等に伴い工事費が発生し、一般送配電事業者から当社に請求があった場合は、お客様に工事費を負担していただきます。その他、お客様が電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客様に請求致します。

6. 契約電力および契約容量、契約電流について

契約電力は、電気需給約款に定める方法にて、一般送配電事業者から提供される検針データに基づいて決定致します。契約電力が 500kW 以上の場合において、最大需要電力が契約電力を超過した際は、電気需給約款に定める方法にて算定された超過料金を電気料金と共に支払っていただきます。

低圧のお客様の契約容量、契約電流は、過去 1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客様のお申し出により決定致します。現在のご契約から変更を行う場合は、工事等が必要になることがございます。

7. 供給電圧と周波数

供給地点を管轄する一般送配電事業者にて規定された

供給電圧・周波数となります。

8. 使用量の計量と料金計算について

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行います。一般送配電事業者から提供される電気ご使用量に基づいて 1 ヶ月の料金を計算致します。なお、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間を 1 ヶ月として計算致します。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約を消滅させる場合の料金の算定期間は、需給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間と致します。

計量日は、個別条件書に記載の基準検針日を基に一般送配電事業者の検針日カレンダーにてご確認ください。

9. 電気料金のお支払い方法

原則として、銀行振込または口座振替にてお支払いいただきます。当社による金融機関への口座振替手続が完了するまでの間については、銀行振込にてお支払いいただく場合があります。

10. 延滞利息について

電気料金のお支払が支払期限日までに行われなかった場合、支払期限日の翌日からお支払いいただいた日までの日数に対する料金に、年 10%の割合で計算した延滞利息をご請求させていただきます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合に、当社の都合で支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落としした場合には延滞利息を申し受けません。

11. 電気の需給に関する遵守事項及びご協力のお願い

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、需要者に関する事項を遵守していただきます。また、当社もしくは一般送配電事業者からお客様に以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- お客様の電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客様の電気の使用の中止または制限）

- お客様の承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り
- お客様の電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知

12. 個人情報のお取り扱いについて

当社が取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに則り利用することについて、承諾していただきます。プライバシーポリシーの詳細は、当社のホームページをご確認ください。

13. 契約期間について

契約期間は、個別条件書に定める需給開始日から、原則として1年と致します。契約期間満了の3ヶ月前までに需給契約の消滅や変更の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものと致します。ただし、付帯契約にて別に期限を定めている場合は、その期限によります。

14. お客様の申し出による契約変更・解約について

需給契約の廃止を希望される場合は、解約希望日の3ヶ月前までに書面にてお申し出いただきます。

15. 契約解除による違約金

契約期間満了日以外で解約する場合は、需給開始日（契約更新日）から契約満了日までの電気料金と、需要場所を特定小売にかかる供給区域とするみなし小売電気事業者（旧電力会社）が公表している同一の料金体系に基づく電気料金の差額を違約金として、支払っていただきます。また、お客様が電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行う時で、設備を新しく設置した日または変更した日から1年を経過していなければ精算金や工事負担金を請求する場合があります。また、付帯契約にて違約金の定めがある場合は、その方法によります。

16. 当社から契約の変更を行う場合について

一般送配電事業者が定める託送供給等約款、法令等の改正があった場合、また、当社が電気料金の改定を行う場合などに、当社の電気需給約款を変更することがあります。その場合にお客様との契約は変更後の電気需給約款によ

るものとなります。

電気需給約款を変更する場合は、あらかじめ当社のホームページ等でご案内することと致します。

17. 当社から契約の解除を行う場合について

お客様が支払期限を経過してなお料金を支払われない場合、当社はお客様との電気契約を解約することがあります。その場合には、お客様へ郵送や電話等にてご案内致します。

18. 小売電気事業者を変更する際の注意点

お客様が現在の電気需給契約を解約することによって不利益を被ることがあります。現在契約している事業者に以下のような不利益事項が無いかどうか確認をお願い致します。

- 解約に際しての違約金
 - ポイントの失効や継続利用期間の初期化
 - 過去の電力料金等の照会不可
- 等

19. その他

本書に記載のない事項の取り扱いは、当社が定める電気需給約款等によります。

お問い合わせ先

株式会社 CHIBA むつざわエナジー
千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
TEL 0800-800-5084
【受付時間】月～金 9:00～17:00